

山梨県公報

号外第四十九号

平成二十二年

六月二十二日

火 曜 日

目 次

規 則

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………
山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第二十八号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の二の(二)中、「二百四十万四千円」を、「二百三十八万七千円」に改め、同表の第一の三の(一)の表中、「一七、五〇〇円」を、「一七、三〇〇円」に、「二一、六〇〇円」を、「二一、三〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を、「三三、八〇〇円」に、「三九、九〇〇円」を、「三九、三〇〇円」に、「五〇、五〇〇円」を、「四九、八〇〇円」に、「七、四〇〇円」を、「七、三〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を、「二八、六〇〇円」に、「三七、五〇〇円」を、「三七、〇〇〇円」に、「五一、三〇〇円」を、「五一、六〇〇円」に、「六一、三〇〇円」を、「六〇、四〇〇円」に、「七七、〇〇〇円」を、「七五、九〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を、「一〇、四〇〇円」に改め、別表の第一の三の(三)の(2)の表中、「五、七〇〇円」を、「五、六〇〇円」に、「七、七〇〇円」を、「七、六〇〇円」に、「一、六〇〇円」を、「一、四〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を、「一三、八〇〇円」に、「一七、七〇〇円」を、「一七、五〇〇円」に、「九、二〇〇円」を、「九、一〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を、「二一、〇〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を、「一六、九〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を、「二〇、〇〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を、「二五、四〇〇円」に改め、別表の第一の九の(三)中、「十九万九千円」を、「二十万千円」に、「十五

万九千二百円」を、「十六万八百円」に改め、同表の第一の十二の(二)中、「十三万七千五百円」を、「十三万四千二百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)中、「二万二千六百円」を、「二万二千四百円」に改め、同表の第二の(一)の(2)中、「一万六千五百円」を、「一万五千七百円」に改め、同表の第二の(一)の(3)中、「一万四千九百円」を、「一万四千六百円」に改め、同表の第二の(一)の(4)中、「一万六千六百円」を、「一万五千八百円」に改め、同表の第二の(一)の(5)中、「一万七千三百円」を、「一万六千九百円」に改め、同表の第二の(一)の(6)中、「一万八千五百円」を、「一万七千九百円」に改め、同表の第二の(一)の(7)中、「一万七千六百円」を、「一万七千円」に改め、同表の第二の(一)の(8)中、「一万六千九百円」を、「一万六千七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十九号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(平成十三年山梨県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第六項までの規定中、「平成二十二年六月三十日」を、「平成二十五年六月三十日」に改める。

附則別表一備考以外の部分を次のように改める。

附則別表一(附則第三項 第五項関係)

業 種	そ の 他 の 区 分	規 制 基 準 (単位 ぶつ素の量に 関して、リットルにつき ミリグラム)
化学肥料製造業		一〇
ほつろつ鉄器製造業		一五

うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものに限る。） 電気めつき業（一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル以上のものに限る。）	旅館業（昭和四十九年十二月一日において現にゆう出し ていなかった温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。） を利用するものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル以上であるものに限る。）	旅館業（温泉を利用するものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。） 電気めつき業（一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	五〇
--	--	---	----

附則別表ニアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）の項を次のように改める。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	下水道業（特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道事業に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する指定工場等から排出される水又は廃液を受け入れているものに限る。）	酸化コバルト製造業	一七〇
電気めつき業	畜産農業	二二〇	四〇〇
畜産農業	電気めつき業	九〇〇	九〇〇

ジルコニウム化合物製造業	一〇〇〇
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	一八〇〇
貴金属製造・再生業	三六〇〇

附則
 この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。